



工業統計調査票 甲 (従業者30人以上の事業所用)

票群 票番

市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号) (フリガナ) (名称) 〒 (所在地)

2 本社又は本店の名称及び所在地 1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。(電話番号) (名称) 〒 (所在地)

3 他事業所の有無 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 3 工場が二つ以上ある(上記1,2以外)。

4 経営組織 1 会社(株式(有限を含む)、合同、合資、合名) 2 組合・その他の法人 3 個人

5 資本金額又は出資金額(会社に限る。)(単位:万円) 平成22年末現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。 5,000円未満の場合は、「0」を記入。

6 従業者数(年末現在) (単位:人) ①個人事業主及び無給家族従業者 ②正社員、正職員等 ③パート・アルバイト等 ④出向・派遣受入者 ⑤計(①~④の計) ⑥臨時雇用者

7 常用労働者毎月末現在数の合計 (単位:人) 1月から12月までの合計

8 現金給与総額(年間) 金額(単位:万円) 常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額(年間)(消費税額を含む) 金額(単位:万円)

19 工業用地及び工業用水 ア 事業所敷地面積及び建築面積(年末現在)(賃借を含む) イ 1日当り水源別用水量 ウ 1日当り用途別用水量

10 有形固定資産 (単位:万円)(帳簿価額) 土地 有形固定資産(土地を除く) 建物、構築物 機械、装置 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

11 リース契約による契約額及び支払額 (単位:万円)(消費税額を含む) リース契約額 リース支払額 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 13 ア 品目別製造品出荷額(年間)(消費税等内国消費税額を含む) 13 イ 品目別製造品在庫額(年末現在)(帳簿価額) 13 ウ 加工賃収入額(年間)(消費税額を含む) 13 エ その他収入額(年間)(消費税額を含む) 14 13のア、ウ、エの合計金額 15 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間)(消費税を除く内国消費税額) 16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの) 17 主要原材料名 ア 購入したもの(同じ企業の他の事業所から受け入れたものも含めてください) イ 他の企業から支給されたもの(無償) 18 作業工程 13項 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関する貴事業所の作業工程のあらましを記入してください。

消費税込みの金額を記入してください。

★この調査票は、統計調査員に一部提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

★記入に当たっては、別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。

◎A ◎B

この欄は都道府県が使用します。

甲22年

甲22年

経済産業省

平成22年工業統計調査
工業調査票乙

(従業者29人以下の事業所用)



工業統計調査
基幹統計

票群 票番

市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号

乙22年... 記入欄は統計調査員又は市区町村... 乙22年

この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

経済産業省

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号) (フリガナ) (名称) 〒 (所在地)

9 製造品出荷額等 (1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程からでなく、廃物も記入してください。 (2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも市価換算して製造品出荷額に含めてください。 (3) 製造品名、賃加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。 (4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号) 1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。 (名称) 〒 (所在地)

ア 品目別製造品出荷額(年間) (消費税等内国消費税額を含む。) 自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。

3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。

イ 加工賃収入額(年間) (消費税額を含む。) 他企業(国内外にかかわらず)の所有する原材料又は製品に賃加工して平成22年中に引き渡したものに對して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。

4 経営組織 あてはまる番号一つに○を付けてください。 1 会社 (株式会社(有限を含む)、合同、合資、合名) 2 組合・その他の法人 3 個人

5 資本金額又は出資金額(会社に限る。) 平成22年末現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。 5,000円未満の場合は「0」を記入。

ウ その他収入額(年間) (消費税額を含む。) ア、イ以外のその他収入額(修理工料収入、転売収入など)を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。

6 従業者数(年末現在) (単位:人) (1) 常用労働者のうち雇用者には、他企業へ出向・派遣している者を除いて記入してください。 (2) 臨時雇用者については、12月給与の帳簿締切日現在の在籍者数を記入してください。

10 9のA、イ、ウの合計金額 110000 ★印合計

7 現金給与総額(年間) (期末賞与、退職金等を含む。) (単位:万円) 出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額なども含めて記入してください。

11 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間) (消費税を除く内国消費税額) 納付税額又は納付すべき税額の合計。 100000

8 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額(年間) (消費税額を含む。) (1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものとのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます(購入額を記入しないでください。)

12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間) (直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。) 10項(9のA、イ、ウの合計金額)に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。 120000 割合(単位:%)

13 主要原材料名及び簡単な作業工程 ア 購入したもの イ 他企業から支給されたもの(無償) ウ 作業工程 (9項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。)

9 備考

報告者(代表者)の記名 本票の内容について回答できる人の職・氏名 連絡先(電話番号)

この欄は都道府県が使用します。

補助用紙

「9 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。
 なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

9 製造品出荷額等										
ア 品目別製造品出荷額（年間）（消費税等内国消費税額を含む。）										
	番 号	製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額（単位：万円）					
					千億	百億	十億	億	千万	百万
⊗										
イ 加工賃収入額（年間）（消費税額を含む。）										
	番 号	賃 加 工 品 名	金 額（単位：万円）							
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
⊗	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
ウ その他収入額（年間）（消費税額を含む。）										
	番 号	そ の 他 収 入 の 種 類 名	金 額（単位：万円）							
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
⊗	0 0 0 0									
	0 0 0 0									
	0 0 0 0									
事業所の名称										

- 調査期間が「年間」となっている事項については、平成22年1月～12月までの1年間の実績をご記入下さい。
- 調査時点が「年末現在」となっている事項については、平成22年12月末日現在の数値をご記入下さい。

「転売品」とは

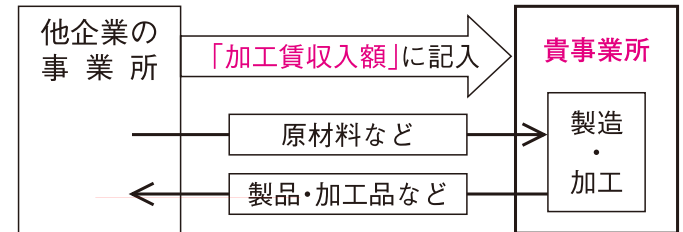
「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
- ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
ただし、食品品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「賃加工」とは

貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

- ・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。



「委託生産（外注加工）」とは

貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。

- ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
- ・委託生産品の出荷額は「製品出荷額」に記入します。

